

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

(基準所得税額)

第十条 この章において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額(附帯税の額を除く。)をいう。

一 三 省 略

四 内国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第九条の三の第二項の規定により読み替えて適用される所得税法第七十五条の規定を除く。)により計算した所得税の額

イ 省 略

ロ 租税特別措置法第三条の第三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同条第十三項に規定する外貨債の利子、同法第八条の第三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の第二第一項に規定する国外株式の配当等、同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

五 省 略

(課税標準及び税額の申告)

第十七条 所得税法第百二十条第一項、第百二十四条第一項(同法第百二十五条第五項において準用する場合を含む。)、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項又は第百二十七条第一項(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一・二 省 略

三 その年分の所得税法第百二十条第一項第四号に規定する源泉徴収税

(基準所得税額)

第十条 同 上

一 三 同 上

四 同 上

イ 同 上

ロ 租税特別措置法第三条の第三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同条第十一項に規定する外貨債の利子、同法第八条の第三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の第二第一項に規定する国外株式の配当等、同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

五 同 上

(課税標準及び税額の申告)

第十七条 同 上

一・二 同 上

三 その年分の所得税法第百二十条第一項第五号に規定する源泉徴収税

額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該復興特別所得税の額のうち、出国申告書（同法第二百二十七条第一項から第三項までの規定による確定申告書に併せて提出する復興特別所得税申告書をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正を受けたことにより還付される金額その他政令で定める金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この号及び次号並びに次項第一号において「源泉徴収特別税額」という。）がある場合には、前号に掲げる復興特別所得税の額からその源泉徴収特別税額を控除した金額

四 その年分の予納特別税額がある場合には、第二号に掲げる復興特別所得税の額（源泉徴収特別税額がある場合には、前号に掲げる金額）から当該予納特別税額を控除した金額

## 五 省 略

2 確定申告書（前項に規定する確定申告書を除く。）を提出する者は、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

一 前項第三号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

二 前項第四号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

## 3 省 略

4 第一項第四号及び第二項第二号に規定する予納特別税額とは、次に掲げる税額の合計額（当該税額のうち、出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該復興特別所得税の額のうち、出国申告書（同法第二百二十七条第一項から第三項までの規定による確定申告書に併せて提出する復興特別所得税申告書をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額その他政令で定める金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「源泉徴収特別税額」という。）がある場合には、前号に掲げる復興特別所得税の額からその源泉徴収特別税額を控除した金額

四 前号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

五 その年分の予納特別税額がある場合には、第二号に掲げる復興特別所得税の額（源泉徴収特別税額がある場合には、第三号に掲げる金額）から当該予納特別税額を控除した金額

六 前号に掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

## 七 同 上

2 確定申告書（前項に規定する確定申告書を除く。）を提出する者は、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

## 3 同 上

4 第一項第五号及び第六号に規定する予納特別税額とは、次に掲げる税額の合計額（当該税額のうち、出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

5 5 7 省 略

(申告による納付等)

第十八条 前条第一項の規定による復興特別所得税申告書を提出した者は、当該復興特別所得税申告書に記載した同項第二号に掲げる金額(同項第三号に規定する源泉徴収特別税額があり、かつ、同項第四号に規定する予納特別税額がない場合には、同項第三号に掲げる金額とし、同項第四号に規定する予納特別税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。)があるときは、当該金額に相当する復興特別所得税を当該復興特別所得税申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

2 5 15 省 略

(申告による源泉徴収特別税額等の還付等)

第十九条 復興特別所得税申告書の提出があつた場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第二項第一号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する復興特別所得税を還付する。

2 前項の場合において、同項の復興特別所得税申告書に記載された第十七条第二項第一号に規定する源泉徴収特別税額のうちまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

3 復興特別所得税申告書の提出があつた場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第二項第二号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別税額(次項において「予納特別税額」という。)を還付する。

4 5 13 省 略

(更正の請求の特例)

第二十一条 省 略

2 所得税法第五十三条(同法第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、個人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又

5 5 7 同 上

(申告による納付等)

第十八条 前条第一項の規定による復興特別所得税申告書を提出した者は、当該復興特別所得税申告書に記載した同項第二号に掲げる金額(同項第三号に規定する源泉徴収特別税額があり、かつ、同項第五号に規定する予納特別税額がない場合には、同項第三号に掲げる金額とし、同項第五号に規定する予納特別税額がある場合には、同号に掲げる金額とする。)があるときは、当該金額に相当する復興特別所得税を当該復興特別所得税申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

2 5 15 同 上

(申告による源泉徴収特別税額等の還付等)

第十九条 復興特別所得税申告書の提出があつた場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第一項第四号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する復興特別所得税を還付する。

2 前項の場合において、同項の復興特別所得税申告書に記載された第十七条第一項第四号に規定する源泉徴収特別税額のうちまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

3 復興特別所得税申告書の提出があつた場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第一項第六号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別税額(次項において「予納特別税額」という。)を還付する。

4 5 13 同 上

(更正の請求の特例)

第二十一条 同 上

2 所得税法第五十三条(同法第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、個人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又

は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

一 確定申告書に記載すべき所得税法第二百二十条第一項第一号若しくは第三号から第五号まで、第二百二十二条第一項第一号から第三号まで又は第三百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）に掲げる金額

二 復興特別所得税申告書に記載すべき第十七条第一項第一号から第四号まで又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額

3 所得税法第五十三条の二（同法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第五十三条の二第一項に規定する国外転出の日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額につき同法第六十条の二第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は第十項の規定の適用があることにより、当該年分の復興特別所得税につき次に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

一 第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 第十七条第二項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

は更正若しくは決定を受けた場合において、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は同項第四号若しくは第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときについて準用する。

一 確定申告書に記載すべき所得税法第二百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで又は第二百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）に掲げる金額

二 復興特別所得税申告書に記載すべき第十七条第一項第一号から第六号までに掲げる金額

3 同上

一 第十七条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 第十七条第一項第四号又は第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

(更正等による源泉徴収特別税額等の還付等)  
第二十三条

- 個人の各年分の復興特別所得税につき更正(当該復興特別所得税についての処分等(更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十条の規定による決定をいう。))に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第三項において「更正等」という。)があつた場合において、その更正等により第十七条第二項第一号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する復興特別所得税を還付する。
- 2| 前項の場合において、同項の規定による還付金の額の基礎となつた第十七条第二項第一号に規定する源泉徴収特別税額のうちまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

- 3| 個人の各年分の復興特別所得税につき更正等があつた場合において、その更正等により第十七条第二項第二号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する同号に規定する予納特別税額(次項において「予納特別税額」という。))を還付する。
- 4| 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項に規定する年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

- 5| 前各項(第二項を除く。)の規定により復興特別所得税を還付する場

(更正等又は決定による源泉徴収特別税額等の還付等)  
第二十三条

- 個人の各年分の復興特別所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第十七条第一項第四号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その個人に対し、当該金額に相当する復興特別所得税を還付する。
- 2| 個人の各年分の復興特別所得税につき更正(当該復興特別所得税についての処分等(更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。))に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第五項において「更正等」という。)があつた場合において、その更正等により第十七条第一項第四号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する復興特別所得税を還付する。
- 3| 前二項の場合において、これらの規定による還付金の額の基礎となつた第十七条第一項第四号に規定する源泉徴収特別税額のうちまだ納付されていないものがあるときは、前二項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。
- 4| 個人の各年分の復興特別所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第十七条第一項第六号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その個人に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別税額(次項及び第六項において「予納特別税額」という。))を還付する。

- 5| 個人の各年分の復興特別所得税につき更正等があつた場合において、その更正等により第十七条第一項第六号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する予納特別税額を還付する。

- 6| 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

- 7| 前各項(第三項を除く。)の規定により復興特別所得税を還付する場

合において、所得税法第五十九条又は第六十条（これらの規定を同法第六十八条において準用する場合を含む。）の規定により還付する年分が同一である所得税があるときは、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて還付するものとする。

6| 省 略

7| 所得税法第五十九条第三項及び第四項並びに第六十条第三項から第五項まで（これらの規定を同法第六十八条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項から第五項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

8| 第六項の規定により還付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（源泉徴収義務等）

第二十八条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三条の第三項、第六条第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第八条の第三項、第九条の第二項、第九条の三の第二項、第三十七条の十一の四第一項、第三十七条の十四の二第八項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項、第四十一条の十二の二第二項から第四項まで及び第四十一条の二十二第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第三十条第一項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2511 省 略

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

合において、所得税法第五十九条又は第六十条（これらの規定を同法第六十八条において準用する場合を含む。）の規定により還付する年分が同一である所得税があるときは、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて還付するものとする。

8| 同 上

9| 所得税法第五十九条第四項及び第五項並びに第六十条第四項から第六項まで（これらの規定を同法第六十八条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項から第七項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

10| 第八項の規定により還付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（源泉徴収義務等）

第二十八条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三条の第三項、第六条第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第八条の第三項、第九条の第二項、第九条の三の第二項、第三十七条の十一の四第一項、第三十七条の十四の二第八項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項、第四十一条の十二の二第二項から第四項まで及び第四十一条の二十二第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第三十条第一項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2511 同 上

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条 同 上

省略				所得税法	第一欄
省略	省略			省略	第二欄
省略	省略		掲げる金額につ き	省略	第三欄
省略	省略	掲げる金額又は東日本 大震災からの復興のた めの施策を実施するた めに必要な財源の確保 に関する特別措置法第 六条第八号(定義)に 規定する復興特別所得 税申告書に記載すべき 同法第十七条第一項第 一号から第四号まで若 しくは第二項第一号若 しくは第二号(課税標 準及び税額の申告)に 掲げる金額につき		省略	第四欄

2-6 省略

7

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第五項の規定は、居住者又は非居住者である外国居住者等が第二十一条第二項各号に掲げる金額につき同法第三十二条第二項又は第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条及び第六十三条において「租税条約等実施特例法」という。)第七条第一項又は第二項の更正を受けた場

同上				同上	第一欄
同上	同上			同上	第二欄
同上	同上		同上	同上	第三欄
同上	同上	掲げる金額又は東日本 大震災からの復興のた めの施策を実施するた めに必要な財源の確保 に関する特別措置法第 六条第八号(定義)に 規定する復興特別所得 税申告書に記載すべき 同法第十七条第一項第 一号から第六号まで(課 税標準及び税額の申告) に掲げる金額につ き		同上	第四欄

2-6 同上

7

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第五項の規定は、居住者又は非居住者である外国居住者等が第二十一条第二項各号に掲げる金額につき同法第三十二条第二項又は第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条及び第六十三条において「租税条約等実施特例法」という。)第七条第一項又は第二項の更正を受けた場



その更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第四項の表所得税法第五十三条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第三十三条第十項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

12・13 省略

（定義）

**第四十条** この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇 省略

十一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の三第五項に規定する事業年度をいう。

十二 省略

**第六十条** 削除

のその更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第四項の表所得税法第五十三条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第三十三条第十項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

12・13 同上

（定義）

**第四十条** 同上

一〇 同上

十一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項に規定する事業年度をいう。

十二 同上

（外国法人の提出する申告書に係る記名押印）

**第六十条** 法人税法第五十一条の規定は、外国法人が復興特別法人税申告書に係る修正申告書を提出する場合について準用する。